

2019年7月8日

お客様各位

亀有信用金庫

## 記録機関変更記録サービスの開始について

平素は、亀有信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

でんさいサービスにおいて、他の電子債権記録機関（以下、「提携記録機関」といいます。）との提携による「記録機関変更記録」のお取扱を下記の通り開始しますので、お知らせいたします。

### 1. 取扱開始日

2019年7月8日（月）

### 2. 記録機関変更記録の概要

提携記録機関の電子記録債権を「でんさい」に移動することができます。これにより、提携記録機関で受領した電子記録債権を当金庫で「でんさい割引」に利用できるようになります。尚、「でんさい割引」のご利用には当金庫所定の審査があります。

### 3. 提携記録機関

- (1) SMBC 電子債権記録株式会社
- (2) みずほ電子債権記録株式会社

### 4. 手数料

記録機関変更記録のご利用手数料は4,400円（税抜）です。

注1. 上記手数料とは別に、提携記録機関においても手数料を定めている場合があります。

注2. 提携記録機関からの記録機関変更記録申請後に何らかの事由により記録機関変更記録が不成立となった場合でも、上記手数料が発生します。

### 5. ご利用にあたっての留意事項

- (1) 債権者及び債務者双方が、提携記録機関及び株式会社社会全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます。）双方と、事前に記録機関変更記録が利用可能な契約を締結しておく必要があります。
- (2) 電子記録債権を移動する場合、債務者の承諾が必要になります。
- (3) 記録機関変更記録を行う場合には、提携記録機関で記録機関変更記録の申請・操作を行う必要があります。
- (4) でんさいネットから提携記録機関への電子記録債権の移動はできません。

以上